

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬規程により、特別手当について、国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果を勘案し、役員の勤務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額できるとしており、その決定は経営協議会の議を経ることとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 一般職の職員の給与に関する法律における指定職本給表に準拠して本給月額を決定しており、同法律の改正にあわせて、約6.7%の引き下げを行った。また、調整手当の支給率については、1%の引き上げを行った。

理事 法人の長に同じ

理事(非常勤) 該当者無し

監事 法人の長に同じ

監事(非常勤) 国家公務員の非常勤職員の給与の引下げ率に準じて、日額について約9.0%の引き下げを行った。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成18年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 16,133	千円 11,064	千円 4,626	千円 0 (通勤手当) 442 (調整手当)	4月1日	
理事 (4人)	千円 54,734	千円 37,668	千円 14,626	千円 369 (通勤手当) 2,071 (調整手当)	4月1日 2名	3月31日 1名
理事 (非常勤) (0人)	千円	千円	千円	千円		
監事 (1人)	千円 11,521	千円 7,848	千円 3,281	千円 78 (通勤手当) 313 (調整手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 177	千円 177	千円 0	千円 0 ()		

注:「調整手当」とは、賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

3 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円 2,964	年 月 2 0	平成18年 3月31日	—	在職中の業績により100分の10の範囲内で増額または減額ができることとしているが、法人化後間もないこともあり、増額も減額も行わなかった。
理事A	千円 2,709 (52,121)	年 月 2 0 (34 0)	平成18年 3月31日	—	
理事B	千円 2,709 (2,709)	年 月 2 0 (3 0)	平成18年 3月31日	—	

注:理事A及びBについては、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

〔中期計画により定めた機構事業の年度展開及び予算計画を踏まえ、組織の合理化・効率化を進め、人件費管理の計画的な運用を図り、その削減・抑制に努める。〕

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

〔一般職の職員の給与に関する法律による国家公務員給与を参考として、給与水準を決定する。〕

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

〔勤務評定に関する規程により実施する勤務評定(勤務評価)の結果並びに勤務成績に基づき、予算(人件費)の範囲内で、昇給、特別昇給及び昇格の実施並びに勤勉手当の支給割合(成績率)に反映させる。〕

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
本給月額(昇給)	勤務評定の結果等を受け、一定期間を良好な成績で勤務した場合、上位の号給に昇給させることができる。
本給月額(昇格・降格)	勤務成績が良好で、かつ昇格基準を満たしている場合、1級上位の級に昇格させることができ、また、勤務成績が不良な場合は、1級下位の級に降格させることができる。
賞与:勤勉手当(査定分)	勤務評定等の結果を受け、基準日(6/1、12/1)前6ヶ月間における勤務成績に応じて支給割合(成績率)を決定する。

ウ 平成18年度における給与制度の主な改正点

〔一般職の職員の給与に関する法律の改正にあわせて、平成18年4月1日より、本給月額について平均約4.8%の引き下げを行った。また、調整手当の支給率については、1%の引上げを行った。〕

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

[年俸制適用者以外]

区 分	人 員	平均年齢	平成18年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	628	46.3	7,854	5,664	122	2,190
事務・技術	127	41.8	6,102	4,467	124	1,635
教育職種 (大学教員)	347	48.1	8,993	6,443	119	2,550
技術職員	154	46.0	6,733	4,895	126	1,838

注:在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:技術職員とは、従来行政職(一)を適用していた技術職について、法人化にあわせて機構独自の新たな職種として位置付け、また、俸給表についても独自の表を作成し、適用させている職種である。

注:医療職種(病院看護師)については該当者がいないため、欄を省略した。

注:在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員については該当者がいないため、表を省略した。

[年俸制適用者]

任期付職員	12	33.3	4,451	4,214	47	237
教育職種 (大学教員)	1					
博士研究員	11					

注:博士研究員とは、従来非常勤研究員として雇用していた職種について、処遇改善を目的に制度を変更し、任期付の年俸制職員とした職種である。

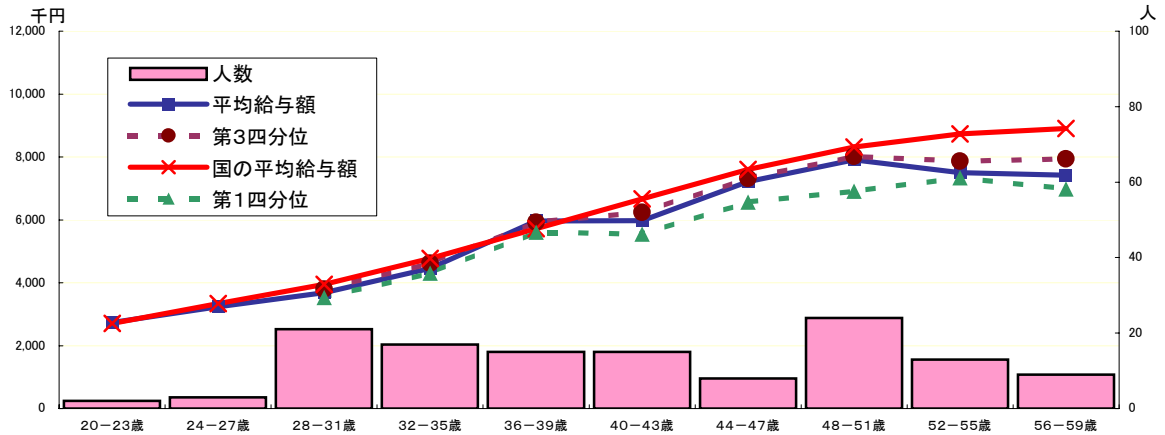
注:博士研究員については、教育職種(大学教員)の該当者が1人であり、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人員欄以外は集計行のみ記載し、個々の内訳を記載していない。

注:事務・技術及び医療職種(病院看護師)については該当者がいないため、欄を省略した。

注:常勤職員、在外職員、再任用職員及び非常勤職員については該当者がいないため、表を省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕

(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

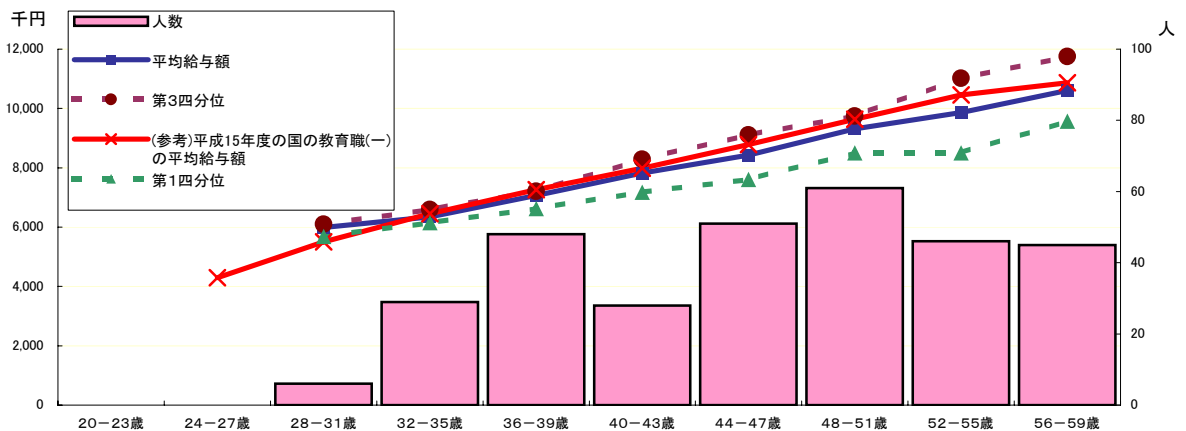
注:年俸制適用者を含む。以下、④及び⑤において同じ。

注:年齢20～23歳の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。また、24～27歳の該当者は4人のため、第1・第3分位折れ線を表示していない。

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
局長	1						
部長	3	49.5	—	—	10,537	—	—
課長	9	48.6	8,224	8,814	8,570	8,814	8,814
課長補佐	15	53.6	7,284	7,941	7,584	7,941	7,941
係長	49	46.0	5,993	6,931	6,465	6,931	6,931
主任	11	37.1	4,514	5,545	5,126	5,545	5,545
係員	38	31.0	3,475	4,248	3,840	4,248	4,248
衛生管理者	1						

注:局長、衛生管理者の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人員以外の項目は記載していない。また、部長の該当者は3名であるため、第1・第3分位を記載しない。

(教育職員(大学教員))



分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
教授	85	56.3	10,983	12,225	11,551	12,225	12,225
准教授	103	50.2	8,889	9,672	9,289	9,672	9,672
講師	15	53.0	7,886	8,557	8,166	8,557	8,557
助教	145	41.4	6,543	7,603	7,084	7,603	7,603

③ 職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		局長	局長	局長 部長	部長	課長	課長 課長補佐	課長補佐 係長	係長 主任	主任 係員	係員
人員 (割合)	127 ()	0 ()	1 (0.8 %)	0 ()	3 (2.4 %)	3 (2.4 %)	11 (8.7 %)	16 (12.6 %)	49 (38.6 %)	31 (24.4 %)	13 (10.2 %)
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	50～48	59～47	58～39	57～47	56～36	58～28	30～21
所定内給与 年額(最高～ 最低)		～	～	～	7,896～ 7,142	6,991～ 6,084	6,381～ 5,234	5,836～ 5,003	5,298～ 3,600	3,880～ 2,586	2,724～ 1,973
年間給与額 (最高～最低)		～	～	～	10,943～ 9,973	9,728～ 8,498	8,814～ 7,257	8,079～ 6,918	7,265～ 4,964	5,299～ 3,529	3,697～ 2,684

注：9級の職員は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢以下は記載していない。

(教育職員(大学教員:年俸制適用者以外))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		所長 施設長	教授	准教授	講師	助教	助手
人員 (割合)	347 ()	0 ()	84 (24.2 %)	103 (29.7 %)	15 (4.3 %)	145 (41.8 %)	0 ()
年齢(最高 ～最低)		～	62～44	62～38	58～43	62～29	～
所定内給与 年額(最高～ 最低)		～	9,886～ 6,498	7,452～ 5,688	6,563～ 5,399	6,326～ 3,996	～
年間給与額 (最高～最低)		～	13,862～ 9,278	10,459～ 8,074	8,993～ 7,601	8,631～ 5,535	～

(教育職員(大学教員:年俸制適用者))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		所長 施設長	教授	准教授	講師	助教	助手
人員 (割合)	1 ()	0 ()	1 (100.0 %)	0 ()	0 ()	0 ()	0 ()
年齢(最高 ～最低)		～	～	～	～	～	～
所定内給与 年額(最高～ 最低)		～	～	～	～	～	～
年間給与額 (最高～最低)		～	～	～	～	～	～

注：5級の職員は該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、年齢以下は記載していない。

④ 賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	61.2 %	61.7 %	61.5 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38.8 %	38.3 %	38.5 %
	最高～最低	44.5～32.4 %	41.4～30.7 %	42.0～35.2 %
一般 職員	一律支給分(期末相当)	66.0 %	69.4 %	67.8 %
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.0 %	30.6 %	32.2 %
	最高～最低	38.1～31.1 %	32.9～28.3 %	34.4～29.7 %

(教育職員(大学教員))

区 分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	63.5%	66.2%	64.9%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	36.5%	33.8%	35.1%
	最高～最低	42.7～32.9%	41.5～30.0%	42.1～31.4%
一般 職員	一律支給分(期末相当)	66.0%	68.9%	67.5%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.0%	31.1%	32.5%
	最高～最低	38.1～0.0%	35.0～0.0%	36.4～0.0%

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

92.7

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

105.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

96.1

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○ 比較対象職員の状況

・ 教育職種(大学教員)

常勤職員欄の教育職種(大学教員)347人及び任期付職員欄の教育職種(大学教員)1人 計348人

348人の平均年齢 48.1歳、平均年間給与額 8,994千円

(参考) 教育職種(大学教員)における対平成15年度の国の教育職(一)との比較指標 96.7

Ⅲ 総人件費について

区 分	当 年 度 (平成18年度)	前 年 度 (平成17年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成16 年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 5,603,776	千円 5,722,811	千円 (%) △ 119,035 (△ 2.1)	千円 (%) △ 116,621 (△ 2.0)
退職手当支給額 (B)	千円 549,733	千円 473,437	千円 (%) 76,296 (16.1)	千円 (%) 120,813 (28.2)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 612,531	千円 502,106	千円 (%) 110,425 (22.0)	千円 (%) 141,285 (30.0)
福利厚生費 (D)	千円 767,013	千円 755,395	千円 (%) 11,618 (1.5)	千円 (%) 39,092 (5.4)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 7,533,053	千円 7,453,749	千円 (%) 79,304 (1.1)	千円 (%) 184,569 (2.5)

注：「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「(17) 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

平成17年度と18年度では、「給与、報酬等支給総額」は△2.1%となっているものの、「最広義人件費」では1.1%の増額となっている。この主な要因は、定年退職者に係る退職手当の増加や、競争的研究資金の獲得を奨励し、獲得した資金によって多数の非常勤職員や派遣職員を雇用したことによる非常勤給与の増加、また、週20時間勤務の非常勤研究員としていた職種について、処遇改善を目的として平成18年度から週40時間勤務の任期付職員へと制度を変更したが、その切替時期ということもあって17年度には新規採用を控え、18年度当初から多数採用したこと起因する非常勤職員給与及び法定福利費の増加によるものである。

② 人件費削減の取組の進捗状況

- ・ 基準年度の「給与、報酬等支給総額」 5,722,811千円
- ・ 当年度の「給与、報酬等支給総額」 5,603,776千円
- ・ 当年度までの人件費削減率 △2.1%

なお、平成19年度以降については、中期目標として掲げている「行政改革の重要方針」による総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成17年度における常勤役職員の退職手当及び法定福利費を除く人件費予算相当額を基準として、中期計画に示した平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図るという目標に向け、定年退職者に係るポストの補充を減らす等の方策により人件費の削減に努めることとしている。

③ 人件費予算相当額に対する削減率について

- ・ 当年度の「給与、報酬等支給総額」 5,603,776千円
- ・ 平成17年度の「人件費予算相当額」 5,733,434千円
- ・ 人件費の削減率(対人件費予算相当額) △2.3%

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし